

令和2年4月1日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

厚生労働省及び東京都福祉局の通知を受け、千代田区立障害者福祉センターは新型コロナウイルス感染拡大防止の措置を下記の通り実施致します。

なお、詳細は、社会福祉施設等(入所・居住系サービスを除く)における感染拡大防止のための留意点について」及び東京都福祉局令和2年2月25日事務連絡「社会福祉施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための留意事項」「別紙社会福祉施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための留意事項」、令和2年3月30日付厚生労働省事務連絡「障害者支援施設における感染拡大防止と発生時の対応について」によるものとし、以降周知される通知に準拠することとします。

1. 職員等(※)、利用者、他当施設来館者において、37.5度以上の発熱や、風邪症状等のある方は、入館をお断りします。
2. 職員等はマスク着用、消毒、手洗い、手指消毒等の予防を徹底し、利用者にも予防に努めて頂くようお願いいたします。
3. 常時換気に留意します。
4. 多数が集まる活動は控えます。
5. 利用者に症状が認められた場合は、個室支援をし、国の通知に沿って対応します。
6. 感染が発生した場合は、すぐに千代田区等関係機関へ報告し、指示を仰ぎ対処します。

※職員等とは委託業者・送迎委託業者・講師・ボランティア・実習生等を含む

※手指消毒は施設で設置しますので入館時等必ず行ってください

ご理解・ご協力の程、宜しくお願いいたします。